

## <緊急事態宣言に伴う当社の対応について>

皆様もご存知の通り新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言が4月7日に発令されました。

これまでも当社は厚生労働省、保健所の指導のもと理容師法、美容師法に定められた規定を順守し公衆衛生を担う立場として衛生管理に努めて参りました。

新型コロナウイルス感染拡大防止に対する当社の対応と致しましては、政府より理美容室は国民生活維持に欠かせない業種として営業継続を求められた意味を重く受け止め、これまで以上に感染拡大防止策を最大限行い営業をさせて頂く予定です。

### <感染拡大防止策>

- ・出勤時スタッフの検温
- ・来店時お客様の手指消毒
- ・時短営業、1日の客数制限（過密状態を防止）＊営業時間は各店にて異なります
- ・スタッフの常時マスク着用、こまめな手指消毒
- ・1客毎にセット面の消毒
- ・使用器具の消毒
- ・十分な換気（窓、もしくは入り口ドアを開けての営業）
- ・メンズサロンにおけるシェービングメニュー提供の当面休止

＊上記に加え『お客様のマスク着用（お客様のマスクは使い捨てとし、こちらをご用意します）』『安定化二酸化塩素による空間消毒』を準備が整い次第実行して参ります。

＊体調不良などがございましたら無理にご来店なさらずにキャンセルをお願いいたします。

＊シャンプー等が不要の場合は遠慮なくお声がけください。

以上の対策をし、お客様に安心安全な空間を提供し営業致します。

また急激な社会変化に伴い休業する場合がございます。

大変な世の中になっていますが、日本国民みんなが力を合わせ1日も早く平穏な日々を取り戻せる様願っております。一緒に頑張りましょう！

株式会社Joys

代表取締役 岩田 亮一